

小郡市国際交流ボランティア制度要綱

(趣 旨)

第1条 小郡市(以下「市」という。)は、国際交流を促進することを目的として、国際交流活動に積極的に協力をしていただけるボランティア制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び活動内容)

第2条 実施するボランティアの種類は、次の各号に定める。

(1) ホームステイ・ホームビジットボランティア

外国人に対して、日本の家庭生活の体験を通じて、日本理解の推進を行う。

(2) 語学ボランティア

通訳・翻訳

日本語から外国語、または外国語から日本語への簡単な通訳及び翻訳を行う。

日本語指導

外国人に対して、簡単な日本語の指導を行う。

(3) 文化ボランティア

外国人に対して、日本文化の紹介を行う。

(4) 事業協力ボランティア

市事業の準備、実施及び整理の援助を行う。

(活用方法)

第3条 小郡市国際交流ボランティア制度要綱(以下「要綱」という。)に基づき登録(以下「登録」という。)した者については、国際交流に関する非営利活動に対してのみ活用することとし、登録した者(以下「登録者」という。)の自発的意志による参加(以下「活動」という。)とする。

(1) 前条第1号に規定する種類については、日本の生活及び文化に興味を持つ、身元保証のできる団体の紹介及び面接により市が認めた個人及びグループに対して、ホームステイは原則として1週間以内の紹介を行い、ホームビジットは原則として2～3時間程度の紹介を行う。

(2) 前条第2号及び第3号に規定する種類については、公的機関、国際交流団体及び面接により市が認めた個人並びにグループ等からの依頼(以下「依頼者」という。)に対して原則として宿泊を伴わない範囲で紹介を行う。

(3) 前条第4号に規定する種類については、市事業での活用とする。

2 前項第2号の規定にかかわらず前条第2号及び第3号に規定する種類について、市事業等での活用が必要となった場合はこれを活用する。

(登 録)

第4条 登録を希望する者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) ボランティア活動に意欲があり、要綱の趣旨を理解し記載された内容を遵守できる者。

- (2) 小郡市内に居住、又は勤務、在学している者。ただし、第2条第1号に規定する種類については、原則として小郡市内に居住し、家族全員の同意を得ていることとする。
 - (3) 満15歳以上の者を対象とし、未成年者については、中学校を卒業し、かつ保護者の同意を得ている者。ただし、第2条第1号に規定する種類については、満20歳以上とする。
- 2 第2条第1号に規定する種類については、ホームステイ・ホームビジット受入家庭登録申込書(様式第1号その1)に、同条第2号から第4号に規定する種類については、ボランティア登録申込書(様式第1号その2)に必要事項を記入し、市へ申し込むものとする。
- 3 登録の受付は、随時行う。
- 4 市は、受付後速やかに書類審査及び面接を行い、登録の是非を決定し登録を希望する者に通知する。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録した日から3年間とし、登録期間終了後は更新するものとする。

(登録の取消)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す。

- (1) 本人及び保護者からの辞退申し出があったとき。
 - (2) 更新を行わなかったとき。
 - (3) 要綱を遵守しなかったとき。
 - (4) ボランティアとしてふさわしくないと認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により取り消された場合は、登録期間終了後1年以内に更新の意志が確認できれば登録を復活する。

(利用方法)

第7条 利用を希望する者は、原則として利用日の3週間前までに次の各号により市へ申し込むものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する種類については、ホームステイ・ホームビジット利用個人票(様式第2号その1)に必要事項を記入のうえ、身元保証のできる団体の紹介であればホームステイ・ホームビジット利用申込書(様式第2号その2)、留学生、就学生であればホームステイ・ホームビジット利用申込書(様式第2号その3)を添付し、申し込むものとする。
 - (2) 第2条第2号から第4号に規定する種類については、ボランティア紹介申込書(様式第2号その4)に、必要事項を記入のうえ、申し込むものとする。
- 2 市は、ボランティア紹介申込書の内容を審査し、第3条の規定に該当すると思われるものに対して、内容に応じて登録者の中から選考し、書面等により連絡する。

(費用負担)

第8条 登録者の活動に係る費用は、原則として登録者の負担とするが、材料費等の実

費については、依頼者の負担とする。

- 2 第2条第1号に規定する登録者の費用負担については、前項によるもののほかは別途定める。
- 3 第2条第2号から第4号に規定する登録者を市が活用する場合は、交通費として一律500円の図書券を支給する。また、紹介する場合も、同様の負担を依頼者に求めるものとする。

(報酬)

第9条 登録者の活動は無償とし、登録者に対し市及び依頼者は、報酬を一切支給しないものとする。また、登録者は、報酬を求めてはならない。

(責務)

- 第10条 依頼者及び登録者は、活動中の事故等について自己の責任において充分配慮しなければならない。
- 2 市は、第2条第2号から第4号の規定による登録者が活動中の事故等によって被った損害については、「小郡市ボランティア活動災害保障制度」で救済する。
 - 3 前項の保険より支払われる金額を補償の限度とする。

(秘密保持)

第11条 登録者及び依頼者は、活動中に知り得た内容について、他人に漏洩してはならない。

(免責)

第12条 登録者が依頼事項の不履行等について与えた損害については、市及び登録者は賠償の責めを負わないものとする。

(活動記録)

第13条 市は、登録者に紹介若しくは登録者が活動した場合は、第2条第1号に規定する種類については、活動記録書(様式第3号その1)に、同条第2号から第4号に規定する種類については、活動記録書(様式第3号その2)に記録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。